

機関区域内における非常用消火ポンプの 吸水管の防熱等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

機関区域内における非常用消火ポンプの吸水管の防熱等に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10.2.1.4.1 規則においては、非常用消火ポンプの吸水管が機関区域内を通過する場合の防熱等について規定されている。しかしながら、機関区域内に設置される吸水管に接続されるシーチェスト付き弁、ディスタンスピース及びシーチェストについての防熱等の要求は明確でなかった。このため、IACS は当該箇所に対する防熱等の要件を明確にすべく、2011 年 6 月に統一解釈 SC245 を採択し、さらに修正が加えられた SC245 (Corr.1) を 2012 年 1 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC245 及び SC245(Corr.1) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 機関区域内に設置されるシーチェスト付き弁の遠隔操作装置の防熱に関する要件を改めた。
- (2) 機関区域内を通過する非常用消火ポンプの吸水管等の防熱に関する要件を規定した。
- (3) 機関区域外の区画に主消火ポンプが設置され、当該区画を非常用消火ポンプの吸水及び/又は配水用配管が通過する場合の要件を規定した。